

大井町立大井小学校 いじめ対策のポイント

I いじめ問題に対する基本方針

すべての教職員が、「いじめは、どの子どもにも、どの学校においても起こりえる、だれもが加害者にも被害者にもなり得る」という認識に立ち、教育委員会や家庭、地域と連携し、いじめの未然防止を最優先し、早期発見・対応・解決の取り組みを徹底する。

いじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」を活用して行う。

いじめの定義（いじめ防止対策推進法・平成 25 年）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（行為を行った児童等が、冗談やからかい、その気がなく行った場合でも、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じたら、「いじめ」とする。）

※発生場所は学校内外を問わず、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断はいじめられた児童生徒の立場に立って行う。具体的ないじめの種類に「パソコン・携帯電話での中傷」「悪口」などを追加。「発生件数」から「認知件数」に変更。

II いじめの防止などに関する基本的な考え方

1 いじめの対処（いじめ防止対策推進法第 23 条）

発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

（１）教職員は、児童生徒からの相談を受け、いじめの事実があると疑われるときは、校内の「いじめ対策組織」への通報等の適切な措置をとる。

※「抱え込み」が許されないことの法的根拠



（２）学校は、児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、いじめの事実の有無を確認し、その結果を当該学校の設置者に報告する。

※「学校」とは、校内の「いじめ対策組織」をさす。



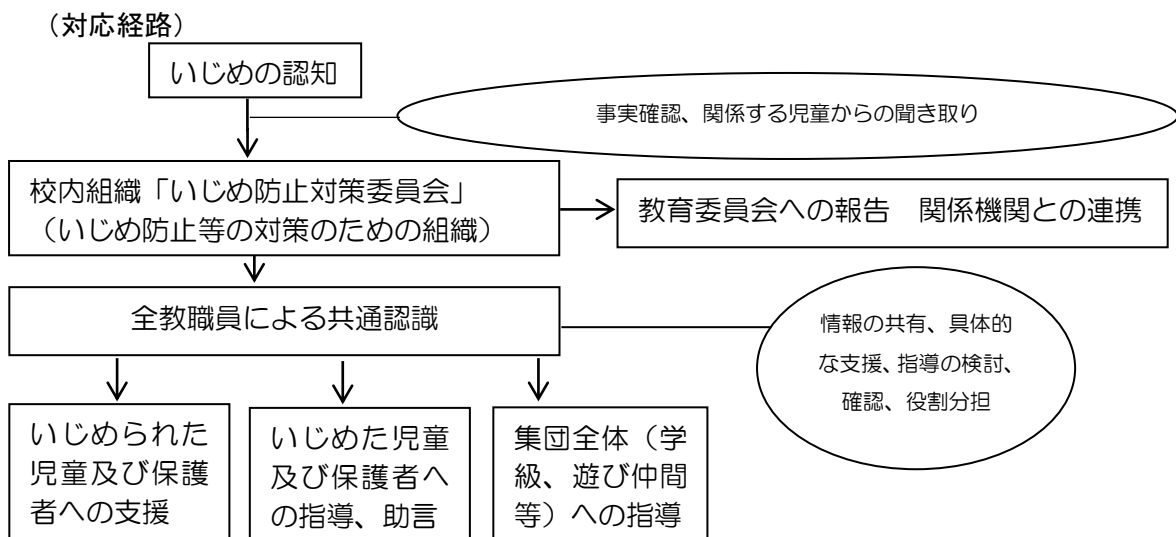
（３）いじめがあったことが確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童生徒・保護者への支援や、いじめを行った児童生徒への指導又はその保護者への助言を継続的に行う。



（４）必要な場合における別室指導等の見当。

（５）いじめに係る情報につき、加害児童生徒・被害児童生徒双方の保護者と共有。

（６）教職員全員の共通理解、保護者の協力、教育委員会への報告、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。



2 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法第 28 条～第 33 条）

重大事態が発生した場合は教育委員会と連携し調査を行う。調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生防止に資するために行うものである。

いじめの重大事態とは（いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項）

ア）「いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒等が自殺を企図した場合等）

イ）「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間 30 日を目安。一定期間連続して欠席している場合などは、迅速に調査に着手）

※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき」を含む

○「疑い」があった場合、すぐに学校から教育委員会に報告がなされるよう、日頃から指導を行うこと。